

令和4年12月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案            5   件

条 例 案            1 5   件

単 行 案            7   件    (うち人事案2件)

報   告            1   件

---

以   上            2 8   件

## 1 2月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第108号 豊橋市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

(市民協働推進課)

性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し、新たに定義、基本理念、権利侵害の禁止等について規定を追加することにより、性の多様性を尊重する社会の形成に寄与するため、現行条例の一部を改正するもの

○主な改正内容

### 1 条例名

条例名を、「豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例」に改める。

### 2 定義

- (1) 性の多様性の概念として、性的指向及び性自認を追加する。
- (2) セクシュアル・ハラスメントの対象に、同性に対するものや相手方の性的指向等にかかわらず行われるものを追加する。
- (3) 性暴力を追加する。

### 3 基本理念

性別のほか、性的指向等にかかわらず、自己の意思により生き方の選択ができ、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されるものとするを追加する。

### 4 事業主の役割

事業主は、性の多様性を尊重した職場環境の整備に努めるものとするを追加する。

※市民及び市民活動団体についても同様の規定を設ける。

### 5 権利侵害の禁止

次の事項を追加する。

- (1) 性の多様性に対する差別的取扱いの禁止
- (2) 性暴力の禁止
- (3) 性的指向又は性自認の公表（カミングアウト）を強制し、又は禁止すること

## 及び他者による本人の意に反する公表（アウトティング）の禁止

（令和 5 年 4 月 1 日から施行）

### 議案第 109 号 豊橋市個人情報の保護に関する法律施行条例

（行政課）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。令和 3 年 5 月 19 日公布）により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律へ一元化されることに伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの

#### ○条例の主な内容

- 1 開示等の請求における手数料  
開示等の請求に係る手数料は、無料とし、実費を徴収する旨を規定する。
- 2 開示等の請求における不開示情報の範囲  
交際費の支出の相手方の氏名等を、開示する情報として追加する。
- 3 開示決定等までの期限  
開示請求等があった日から 14 日以内（法は、請求があった日から 30 日以内）とする。
- 4 情報公開・個人情報保護制度運営審議会の廃止  
現行の情報公開・個人情報保護制度運営審議会は、廃止し、情報公開・個人情報保護審査会に統合する。
- 5 実施状況の公表  
毎年、条例の実施状況について公表することとする。

（令和 5 年 4 月 1 日から施行）

<u>議案第110号</u>	豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
<u>議案第111号</u>	豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
<u>議案第112号</u>	豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
<u>議案第113号</u>	豊橋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
<u>議案第114号</u>	豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
<u>議案第115号</u>	豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

1 給料表等の見直し

- ・民間給与との較差に基づく給与改定

人事院勧告を踏まえ、全ての給料表について、人材確保の観点等から若年層に重点を置いて引き上げる。

区分	平均年齢	現行	改定	増減額	改定率
本市	39.1歳	356,635円	357,569円	934円	0.26%
国家公務員	42.7歳	405,049円	405,970円	921円	0.23%

※本市、国家公務員とも行政職給料表適用者（令和4年4月1日）

- ・勤続年数別給料月額増減率（大卒採用・退職時主査のモデル例）

適用区分	5年	10年	20年	30年
行政職給料表	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%

- ・退職時到達給料月額の比較（大卒採用・退職時主査のモデル例）

適用区分	現行	改定	増減額	増減率
行政職給料表	394,600円	394,600円	0円	0.0%

2 一般職の勤勉手当の支給率の引上げ

(1) 令和4年度の期末手当・勤勉手当の支給率

区分	現行	改定	増減
12月期	期末手当	1.200月(0.675月)	1.200月(0.675月)
	勤勉手当	0.950月(0.450月)	1.050月(0.500月)
			0.100月(0.050月)

※括弧は、再任用職員

(2) 令和5年度以降の期末手当・勤勉手当の支給率

区分	現行	改定	増減
6月期	期末手当	1.200月(0.675月)	1.200月(0.675月)
	勤勉手当	0.950月(0.450月)	1.000月(0.475月)
			0.050月(0.025月)

12月期	期末手当	1.200月(0.675月)	1.200月(0.675月)	0.050月(0.025月)
	勤勉手当	0.950月(0.450月)	1.000月(0.475月)	
年 間	期末手当	2.40月(1.35月)	2.40月(1.35月)	0.10月(0.05月)
	勤勉手当	1.90月(0.90月)	2.00月(0.95月)	
	合 計	4.30月(2.25月)	4.40月(2.30月)	

※括弧は、再任用職員

### 3 特定任期付職員及び特別職の期末手当の支給率の引上げ

#### (1) 令和4年度の期末手当の支給率

区 分	現 行	改 定	増 減
12月期	1.625月	1.675月	0.050月

#### (2) 令和5年度以降の期末手当の支給率

区 分	現 行	改 定	増 減
6月期	1.625月	1.650月	0.025月
12月期	1.625月	1.650月	0.025月
年間合計	3.25月	3.30月	0.05月

### 4 実施時期

令和4年4月1日：1、2（1）及び3（1）

令和5年4月1日：パートタイム会計年度任用職員に係る部分、2（2）及び3（2）

### 5 令和4年度の影響額

一 般 会 計	特 別 会 計	企 業 会 計	合 計
約1億2,500万円	約700万円	約9,200万円	約2億2,400万円

議案 1 1 6 号 豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(学校教育課)

豊橋市教育委員会の市費負担教員の給与の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○給料表の見直し

県費負担教職員の給与との均衡を保つため、市費負担教員の給料表の見直しを行う。

(公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用)

議案第 1 1 7 号 豊橋市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例  
(人事課)

国家公務員について、非常勤職員に対する退職手当の支給要件が緩和されたことに合わせ、市の非常勤職員に対しても同様の措置を講ずるもの

○非常勤職員を常勤職員とみなす要件の緩和

常勤職員の勤務時間以上勤務した日数に関する要件を緩和する。

(公布の日から施行)

議案第 1 1 8 号 豊橋市美術博物館資料取得等基金条例  
(美術博物館)

寄附金等を原資として美術博物館に収蔵する資料の取得、保存修復等を円滑に行う基金を設置するため、地方自治法第 2 4 1 条の規定に基づき新たに条例を制定するもの

(公布の日から施行)

(建築指導課・財政課)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号。令和4年9月16日公布）等の施行に伴い、建築基準法等関係手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の区分の削除等

共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料について、認定基準をZEH（※）基準の水準の省エネ性能と整合させるため、「建築物全体」以外の区分を削除するとともに、複合建築物に係る手数料の区分を新設する。

(※) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）でおおむねゼロ以下となる住宅のこと。

(公布の日から施行)

議案第120号 豊橋市保育所設置及び管理に関する条例及び豊橋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

(保育課)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号。令和4年6月22日公布）により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、条例で引用する法の条が繰り上げられたこと等に伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和5年4月1日から施行)

議案第121号 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

(収集業務課・ゼロカーボンシティ推進課)

大きなごみ収集手数料の納付を電子決済で行えるようにするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和5年2月1日から施行)

とよはし産業人材育成センターに新たに導入するフォークリフトの使用料を定めるほか、使用料の変更等をするもの

### 1 フォークリフトの使用料

時間 区分	午前	午後	全日
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
フォークリフト (1台につき)	7,500円	7,500円	15,000円

### 2 使用料の変更

時間 区分	午前	午後	全日
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
講堂	円 10,300 (9,100)	円 10,300 (9,100)	円 20,600 (18,200)
屋内フィールド	全面使用	10,000 (5,000)	20,000 (10,000)
	片面使用	5,000 (2,500)	10,000 (5,000)
屋外フィールド	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	20,000 (10,000)

※括弧内は、改正前

### 3 室名の変更

改正後	改正前
教室G	視聴覚室
教室F	コンピュータ室
講堂	講堂(体育館)
屋内フィールド	クレーン実習室
屋外フィールド	フォークリフト教習コース

(令和5年4月1日から施行。ただし、フォークリフトの使用料は、同年2月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第123号 工事請負契約締結について

(契約検査課・資源化センター)

1 工 事 名	1・2号炉維持整備工事（令和5年度）
2 工 事 内 容	熱分解物分別設備、計装設備、雑設備
3 決定年月日	令和4年11月9日
4 契約価格	231,000,000円
（予定価格	239,503,000円）
決定率	96.4%
5 請 負 人	JFE環境テクノロジー（株）
6 契約方法	随意契約

議案第124号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

(農地整備課)

公有財産（ため池）に係る用水の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止するため、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるもの

○廃止するため池の概要

1 (1) 名 称	大寒東池
(2) 所在地	豊橋市東細谷町字大寒83番地
(3) 地 積	6,823平方メートル
2 (1) 名 称	大寒西池
(2) 所在地	豊橋市東細谷町字大寒89番地
(3) 地 積	1,573平方メートル

議案第125号 指定管理者の指定について

(「文化のまち」づくり課)

アイプラザ豊橋の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
アイプラザ豊橋	(株) ケイミックスパブリックビジネス (東京都千代田区)	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第126号 指定管理者の指定について

(美術博物館)

商家「駒屋」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
商家「駒屋」	NPO法人二川宿	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第127号 東三河広域連合規約の変更について

(政策企画課・福祉政策課)

東三河広域連合の処理する事務に、社会福祉連携推進法人に関する事務を追加することに伴い、広域連合規約を変更するほか、規定の整備をするため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの

(令和5年4月1日から施行)

議案第128号 人権擁護委員候補者の推薦について

(福祉政策課)

人権擁護委員の木村昌弘が令和5年3月31日で任期満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの

参 考 定 数 22人  
任 期 3年

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員の加藤尚男が令和5年3月26日で任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考 定数 6人以内  
任期 3年

[ 報 告 ]

報告第26号 専決処分の報告について

(住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和4年11月16日
明渡しを求める市営住宅	西部住宅
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の家賃を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納月数 6月分